

答 申 保 第 3 3 号  
平成24年7月17日  
(諮問保第38号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、緊急通報処理票に係る「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」中の警察措置を行った時分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年11月16日付けで、「私が平成20年11月17日、〇〇で110番通報した時の記録（平成20年11月17日午後11:00～11月18日午前1時頃）、緊急通報処理票及びその際2名警官が来た時作成された活動記録簿、応訴処理票、応急事件処理簿の中の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年12月15日付け鹿地第488号で「平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに関する緊急通報処理票及び活動記録簿中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）及び同日付け鹿地第489号で「平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに関する応訴処理簿及び応急事件処理簿中のあなたに関する情報」につき、保有個人情報不開示決定を行った。

その後、本件処分を不服として、平成22年2月18日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、平成22年3月10日付け鹿地第92号で、当初開示とした活動記録簿中警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」について不開示処分に変更した保有個人情報一部開示決定を行い、更に、平成22年8月25日付け鹿地第340号で、当初不開示とした緊急通報処理票中「受理者」について開示処分に変更した保有個人情報一部開示決定を行っている。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている

審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第13条第2号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報を除く」（絶対的公開事由）に該当する。

イ 公権力の濫用により、私と私の親族の人権、生存権は著しく侵害され、市民生活を脅かされていること、又ゼネコン絡みの強悪事件の犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例であること。更に〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持上も多大な悪影響を及ぼすため条例第15条（裁量的開示）に該当する。

ウ 処分決定の前提としての行政庁の事実認定に誤りがあることを指摘したい。この場合、裁量権行使の前提を欠くため裁量権の踰越（逸脱）濫用に該当する。

エ 一警察職員の過失を迫及していく趣旨ではなく、事実誤認を正していくことで自分が刑事手続を正常に踏んでいけるよう、市民生活が安全に普通にできるよう被害の回復をしたいということで、その手段の一つとしてこのような手続をとっている。

### 3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報

ア 審査請求人が平成20年11月17日に110番通報した事案が記載してある「緊急通報処理票」中の審査請求人に関する情報

イ 審査請求人が平成20年11月17日に110番通報した事案に基づき、通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある「活動記録簿」中の審査請求人に関する情報

#### (2) 一部開示決定の理由

ア 緊急通報処理票について

##### (ア) 「指令時分」及び「所要時分」

「指令時分」は通信指令室が110番通報を受理後、管轄警察署に指令を行った時分、「所要時分」は指令後、警察官が現場に到着した時分であり、いずれも警察の体制、事件・事故の処理能力等に関する情報である。なお、警察が通報を受けてから警察官が到着するまでの所要時間は、いわゆる「レスポンス・タイム」と呼ばれている。

将来の犯罪の予防のため、レスポンス・タイム、交番の人員、警察署の当直態勢は公表していないところであるが、「指令時分」及び「所要時分」を開示すると、その情報が集積されることによって警察の事案処理時間や処理能力が明らかになり、これらを先読みした犯罪に利用されるなど、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の予防、鎮圧を困難ならしめるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

##### (イ) 「処理結果」

「処理結果」には、警察措置の内容及び警察措置を行った時分が記載されており、事件・事故等の擬律判断等に関する情報である。公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

イ 活動記録簿について

(ア) 警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」

鹿児島県警察においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした氏名及び印影は警部補又は同相当職以下のものであることから、条例第13条第2号に規定する第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 「記事」

「記事」の不開示部分は、通信指令室が発した指令の一部である。当該不開示部分は、現場臨場する警察官に必要な初動措置、殉職・受傷事故防止等に関する情報を通話略語や略記号などで表現したものであり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報であることから、公にすることにより将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難ならしめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第5号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月16日	諮問を受けた。
7月29日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月16日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
8月25日	諮問実施機関から一部変更した処分理由説明書を受理した。
平成24年5月16日	諮問の審議を行った。
6月14日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から本件処分理由等を聴取） （審査請求人から意見を聴取）
6月25日	審査請求人から意見書を受理した。
7月2日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が平成20年11月17日に110番通報した事案が記載してある緊急通報処理票及び同事案に基づき通信指令室から指令を受けた地域警察官が、現場臨場して処理した事案が記載してある活動記録簿中の審査請求人に関する情報である。

実施機関はこれらのうち別紙の情報について条例第13条第2号又は第5号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するかどうか及び審査請求人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

（ア） 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

（イ） 活動記録簿中警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」の条例第13条第2号該当性

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名及び印影については、これを公表している事実は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用される場所、当該氏名及び印影がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

諮問実施機関は、緊急通報処理票中「指令時分」、「所要時分」及び「処理結果」並びに活動記録簿の「記事」中通信指令室が発した指令の一部について条例第13条第5号に該当すると主張していることから、これらの該当性について検討する。

(イ) 緊急通報処理票中「指令時分」及び「所要時分」の条例第13条第5号該当性

諮問実施機関は、「指令時分」及び「所要時分」を開示すると、その情報が集積されることによって警察の事案処理時間や処理能力が明らかになると説明している。この説明は、いわゆるレスポンス・タイムに係る情報が集積されることを前提としているが、本件処分で集積できる情報は審査請求人自身の事案に係る情報に限定されており、開示しても直ちに警察の事案処理時間や処理能力が明らかになるとまでは考えられない。

また、仮に警察のレスポンス・タイムを明らかにしようとする目的意識を持った人物が110番通報をし、地域警察官が現場に到着するまでの時間を計測すれば、同程度の情報を取得することが可能であると考えられる。

したがって、「指令時分」及び「所要時分」は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(ロ) 緊急通報処理票中「処理結果」の条例第13条第5号該当性

諮問実施機関は、「処理結果」には、110番通報に対して行われた警察措置の内容を複数の選択肢から選択した項目及び警察措置を行った時分が記載されていて、これらは事件・事故等の擬律判断等に関する情報であり、開示すると将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあると説明する。

諮問実施機関の説明は、警察措置の内容の部分については、相当の理由があると認められるが、警察措置を行った時分の部分を開示しても将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるとは考えられない。

したがって、「処理結果」のうち警察措置の内容の部分を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、警察措置を行った時分の部分は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

(ハ) 活動記録簿の「記事」中通信指令室が発した指令の一部の条例第13条第5号該

当性

「記事」中の通信指令室が発した指令の一部は、現場臨場する警察官が現場の状況や、初動措置をイメージするために必要な情報であり、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術及び方針等に関する情報である。

これを開示すると、将来の現場における犯罪の予防及び鎮圧等の警察活動を困難にし、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、「記事」中の通信指令室が発した指令の一部を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

(ア) 条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

審査請求人は、審査請求人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益性が配慮されるべき事例であること。更に〇〇、政治絡みの警察職員の不法行為による被害は甚大で、治安維持上も多大な悪影響を及ぼすため条例第15条に該当」する旨を主張している。

しかしながら、上記イ、ウのとおり、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」、「処理結果」のうち警察措置の内容の部分並びに「記事」中の通信指令室が発した指令の一部は、条例第13条第2号又は第5号の不開示情報に該当するものと認められるところ、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

(別紙)

実施機関が不開示とした部分及び不開示理由

開示請求に係る保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
平成20年11月17日、審査請求人が110番通報したことに係る緊急通報処理票の中の審査請求人に関する情報	「指令時分」、 「所要時分」及び 「処理結果」	<b>条例第13条第5号（公共安全等に関する情報）に該当</b> 公にすることにより、犯罪の予防などその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
平成20年11月17日、審査請求人が110番通報したことに係る活動記録簿の中の審査請求人に関する情報	警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の「氏名」及び「印影」	<b>条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当</b> 開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
	「記事」中の通信指令室が発した指令の一部	<b>条例第13条第5号（公共安全等に関する情報）に該当</b> 公にすることにより、犯罪の予防などその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。